

諮問番号 : 令和5年度諮問第7号(令和5年10月18日付け)

答申番号 : 令和5年度答申第7号(令和6年2月1日付け)

## 答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和5年6月26日に提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条第2項の規定による生活保護変更決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

処分庁は、従前から審査請求人の保護(法による保護をいう。以下同じ。)を行っていたところ、「基準改定(年齢改定、冬季加算削除)による変更」を理由として、保護費を変更する本件処分を行った。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、年金が収入として認定されているところ、収入とは働いたり、事業を行ったりして入ってくるお金であり、年金は収入でないとして、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

### 第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分については、処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人については、世帯人員が1人であること、年齢が〇〇歳であること

及び〇〇市内にある家賃月額〇〇, 〇〇〇円の賃貸物件に居住していることが認められ、これらの事実をもとに令和〇年〇〇月における審査請求人の最低生活費を計算すると、生活扶助が〇〇, 〇〇〇円、住宅扶助が〇〇, 〇〇〇円となる。これに対して、審査請求人の令和〇年〇〇月における収入として認定される額は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金、年金生活者支援給付金並びに企業年金連合会老齢年金を合計して56,717円となる。これらの年金はすべて収入として認定されるべきものであり、例外的に収入として認定しないものを定める、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(3)アからツまでに該当しない。

以上から、審査請求人の保護費は、〇〇, 〇〇〇円となり、この額は、処分庁が本件処分により決定した額と同じであるから、処分庁の保護費の算定に誤りはないものと認められる。

## 第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、意見書の内容や事件記録を踏まえ整理し確認したところ、適正であったと認められること。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年10月18日	諮問
令和5年12月27日	審議（第23回第1部会）

## 第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

- 1 法の規定等  
(1) 法

ア 第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2及び3 略

イ 法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

## (2) 国民年金法

国民年金法（昭和34年法律第141号）第18条は、年金の支給期間及び支払期月について、次のとおり規定している。

「第18条 略

2 略

3 年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。」

## (3) 厚生年金保険法

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第36条は、年金の支給期間及び支払期月について、次のとおり規定している。

「第36条 略

2 略

3 年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。」

(4) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第6条は、支給期間及び支払期月について、次のとおり規定している。

「第6条 略

2 略

3 老齢年金生活者支援給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった老齢年金生活者支援給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の老齢年金生活者支援給付金は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。」

(5) 保護基準

ア 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1第1章1(1)イ(ア)第1類の表は、○級地一〇における65歳から69歳までの者の基準額①及び基準額②をそれぞれ〇〇, 〇〇〇円、〇〇, 〇〇〇円と定めている。なお、保護基準は、法第8条第1項に規定する「厚生労働大臣の定める基準」である。

イ 保護基準別表第1第1章1(1)イ(ア)第2類の表は、○級地一〇における世帯人員が1人の場合の基準額①、基準額②及び地区別冬季加算額（V区（11月から3月まで））をそれぞれ〇〇, 〇〇〇円、〇〇, 〇〇〇円、4, 630円と定めている。

ウ 保護基準別表第1第1章1(2)アは、居宅において保護を受ける場合の基準生活費の算定について、次のとおり定めている。

「ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は、次の算式により算定した額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げるものとする。

また、12月の基準生活費の額は、次の算式により算定した額に以下の期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

算式

$$A + B + C$$

算式の符号

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②

の合計額（ただし、当該合計額が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に次の逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

B 次の経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

逓減率の表 略

期末一時扶助費の表 略

経過的加算額（月額）の表 略

エ 保護基準別表第1第1章1(2)ア逓減率の表は、世帯人員が1人の場合の率①及び率②をいずれも1.0000と定めている。

オ 保護基準別表第1第1章1(2)ア経過的加算額（月額）の表(イ)は、〇級地一〇における世帯人員が1人の場合の65歳から69歳までの者の経過的加算額（月額）を0円と定めている。

カ 保護基準別表第1第1章1(2)イは、岐阜県の第2類の表におけるI区からVI区までの区分をV区と定めている。

キ 保護基準別表第3は、住宅扶助基準について、次のとおり定めている。

「別表第3 住宅扶助基準

1 基準額

区分 級地別	家賃、間代、地代 等の額（月額）	補修費等住宅維持 費の額（年額）
1級地及び2級地	13,000円以内	128,000円以内
3級地	8,000円以内	

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」

ク 保護基準別表第9の2(1)は、〇〇市の級地区分を〇級地一〇と定めている

る。

(4) 次官通知

ア 次官通知第8の3(3)は、収入として認定しないものについて、次のとおり定めている。なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

- ア 社会事業団体その他（地方公共団体及びその長を除く。）から被保護者に対して臨時的に恵与された慈善的性質を有する金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- イ 出産、就職、結婚、葬祭等に際して贈与される金銭であって、社会通念上収入として認定することが適当でないもの
- ウ 他法、他施策等により貸し付けられる資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- エ 自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- オ 災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額
- カ 保護の実施機関の指導又は指示により、動産又は不動産を売却して得た金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- キ 死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額
- ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）
  - (ア) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

- (イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額
- ケ 心身障害児（者）、老人等社会生活を営むうえで特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）
- コ 独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ 地方公共団体又はその長から国民の祝日たる敬老の日又はこどもの日の行事の一環として支給される金銭
- シ 現に義務教育を受けている児童が就労して得た収入であって、収入として認定することが適当でないもの
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につきスを受けることができる者がある場合を除く。）
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）により支給される医療特別手当のうち38,160円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
- (ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）
- 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合
- 35,780円

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合 17,890円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合 10,760円

(イ) 遺族補償費 35,780円

ツ 国及び地方公共団体が実施する統計調査の調査対象となり、協力した際に謝礼として支給される金銭」

イ 次官通知第10は、保護の決定について、次のとおり定めている。

「第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（高等学校等への就学に必要な経費を除く。）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」

(5) 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1(4)は、恩給、年金等の収入認定について、次のとおり定めている。なお、局長通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「(4) 恩給、年金等の収入

ア 恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。

なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。

イ 老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受



給額を認定すること。 」

- (6) 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」

「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付け社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知）は、保護基準別表第3の2の「厚生労働大臣が別に定める額」について、〇〇市における世帯人員が1人の場合の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額を「〇〇, 〇〇〇円」と定めている。

## 2 本件処分について

### (1) 保護費の算定について

審査請求人については、世帯人員が1人であること、年齢が〇〇歳であること及び〇〇市内にある家賃月額〇〇, 〇〇〇円の賃貸物件に居住していることが認められるが、これら以外に最低生活費の算定に影響を及ぼすような事情は見当たらない。一方、収入については、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の支給を受けており、両者を合わせた令和〇年度の支給額が年額615,792円であること、令和〇年〇〇月に支払われる老齢基礎年金及び老齢厚生年金から特別徴収される介護保険料の額が4,000円であること、年金生活者支援給付金の支給を受けており、令和〇年度の支給額が月額2,848円であること及び企業年金連合会老齢年金の支給を受けており、その支払いは、毎年2月に前年2月から当年1月までの月分が支払われるものであるところ、令和〇年〇〇月の支払額が54,646円であることが認められる。

そこで、以上を踏まえて、審査請求人の保護費を算定すると次のとおりとなる。

#### ア 生活扶助

居室において保護を受ける場合の基準生活費は、A、B及びCの各符号を次のとおりとして、 $A+B+C$ の算式により算定され、算定した額に10円未満の端数があれば、その端数は10円に切り上げられる。なお、12月の基準生活費については、さらに期末一時扶助費が加算されるが、本件処分は〇〇月の保護費に係るものなので適用がない。

A 第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額②を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額②の合計額（ただし、当該合計額

が、第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額①を世帯員ごとに合算した額に逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率を乗じて得た額及び第2類の表に定める基準額①の合計額（以下「合計額①」という。）に0.855を乗じて得た額より少ない場合は、合計額①に0.855を乗じて得た額とする。）

B 経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額を世帯員ごとに合算した額

C 第2類の表に定める地区別冬季加算額

これを本件について見ると、審査請求人の世帯の人員が1人であること、審査請求人の年齢が〇〇歳であること、審査請求人が〇〇市内に住んでいること及び本件処分が〇〇月の保護費に係るものであることから、次の額及び率は、それぞれ示すとおりとなる。

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額② 〇〇, 〇〇〇円

逓減率の表中率②の項に掲げる世帯人員の数に応じた率 1.0000

第2類の表に定める基準額② 〇〇, 〇〇〇円

第1類の表に定める世帯員の年齢別の基準額① 〇〇, 〇〇〇円

逓減率の表中率①の項に掲げる世帯人員の数に応じた率 1.0000

第2類の表に定める基準額① 〇〇, 〇〇〇円

経過的加算額（月額）の表に定める世帯人員の数に応じた世帯員の年齢別の加算額 0円

第2類の表に定める地区別冬季加算額 0円

そして、これらを適用してA、B及びCを求めると、それぞれ〇〇, 〇〇〇円、0円、0円となる。したがって、審査請求人の基準生活費は、次のとおり計算して〇〇, 〇〇〇円となる。

$$\begin{aligned} A+B+C &= 〇〇, 〇〇〇 + 0 + 0 \\ &= 〇〇, 〇〇〇 \end{aligned}$$

そして、これがそのまま審査請求人の生活扶助の額となる。

イ 住宅扶助

〇〇市における世帯人員が1人の場合の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額は〇〇, 〇〇〇円であるところ、審査請求人は〇〇市内の家賃月額〇〇, 〇〇〇円の賃貸物件に居住している。したがって、審査請求人の住宅扶助の額は、〇〇, 〇〇〇円となる。

ウ 収入

1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入として認定することとされている。また、介護保険料が特別徴収される場合は、特別徴収された後の実際の受給額を収入として認定することとされている。これを本件について見ると、次のとおりである。

(ア) 老齢基礎年金及び老齢厚生年金

審査請求人の令和〇〇年度の老齢基礎年金及び老齢厚生年金の支給額は、年額615,792円である。したがって、令和〇年〇〇月に支払われる老齢基礎年金及び老齢厚生年金の額は、次のとおり計算して102,632円となる。

$$615,792 \div 6 = 102,632$$

また、ここから特別徴収される介護保険料の額は4,000円であるから、令和〇年〇〇月の実際の受給額は、次のとおり計算して98,632円となる。

$$102,632 - 4,000 = 98,632$$

そして、これを受給月である令和〇年〇〇月から次の受給月の前月である同年〇〇月までの各月に分割して収入として認定すると、同年〇〇月の収入として認定すべき老齢基礎年金及び老齢厚生年金の額は、次のとおり計算して49,316円となる。

$$98,632 \div 2 = 49,316$$

(イ) 年金生活者支援給付金

審査請求人の令和〇〇年度の年金生活者支援給付金の支給額は、月額2,848円である。したがって、令和〇年〇〇月分及び〇〇月分の年金生活者支援給付金の額はいずれも2,848円であり、同年〇〇月に支給される年金生活者支援給付金の額は、次のとおり計算して5,696円となる。

$$2,848 + 2,848 = 5,696$$

そして、これを受給月である令和〇年〇〇月から次の受給月の前月である同年〇〇月までの各月に分割して収入として認定すると、同年〇〇月の収入として認定すべき年金生活者支援給付金の額は、次のとおり計算して2,848円となる。

$$5,696 \div 2 = 2,848$$

(ウ) 企業年金連合会老齢年金

審査請求人の令和〇年〇〇月の企業年金連合会老齢年金の支払額は、令

和〇年〇〇月から令和〇年〇〇月までの月分として54,646円である。

そして、これを受給月である令和〇年〇〇月から次の受給月の前月である令和〇年〇〇月までの各月に分割して収入として認定すると、令和〇年〇〇月の収入として認定すべき企業年金連合会老齢年金の額は、次のとおり計算し、1円未満の端数を切り捨てて、4,553円となる。

$$54,646 \div 12 = 4,553.83 \dots$$

したがって、令和〇年〇〇月の収入として認定すべき額は、次のとおり計算して56,717円となる。

$$49,316 + 2,848 + 4,553 = 56,717$$

#### エ 保護費

以上から、審査請求人の保護費は、次のとおり計算して〇〇,〇〇〇円となる。

$$\begin{aligned} & (\text{〇〇,〇〇〇} + \text{〇〇,〇〇〇}) - 56,717 \\ & = \text{〇〇,〇〇〇} \end{aligned}$$

そして、この額は、処分庁が本件処分により決定した額と同じであるから、処分庁の保護費の算定に誤りはないものと認められる。

#### (2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、収入とは働いたり、事業を行ったりして得られる金銭であり、年金は収入でないと主張する。しかし、収入をそのように限定的に解さなければならない理由は何もない。むしろ、保護は、生活に困窮する者が利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであるから、最低限度の生活の維持のために活用することができる金銭は、すべて収入として認定されなければならない。もっとも、次官通知第8の3(3)は、最低限度の生活の維持のために活用することができる金銭とはいっても、慈善的性質を有する金銭、冠婚葬祭に伴う金銭など、交付の趣旨あるいは目的に照らし、収入として認定することが適当でないものもあることから、収入として認定しないものを定めている。しかし、そこに、老齢基礎年金、老齢厚生年金、年金生活者支援給付金及び企業年金連合会老齢年金はない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

### 3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令

の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵